

家庭用温水暖房契約 (選択約款)

2025 年 10 月 1 日実施

白 根 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1.	目的	1
2.	選択約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件.....	1
5.	契約の締結	1
6.	使用量の算定	2
7.	料金	2
8.	料金の支払方法	2
9.	延滞利息.....	2
10.	単位料金の調整	2
11.	名義の変更	2
12.	契約の変更または解約	3
13.	その他	3
	付則.....	4
	別表	
	第1 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	5
	第2 料金表.....	7

1. 目的

この選択約款は、冬期間の家庭用温水暖房機器によるガスの需要の拡大を通じ当社の供給施設の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用温水暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を接続する機能を有する熱源機により、住宅に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「冬期間」とは12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、当社の供給区域において家庭用温水暖房機器を専用住宅または併用住宅で使用し、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の方法により当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約中に解約されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時的不使用による解約

の場合はこの限りではありません。(5 (4)において同じ)

- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社と他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

ガス小売供給約款に準じます。

7. 料金

- (1) 当社は、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)の期間については、別表第2の料金表を適用して料金を算定し、5月分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)の期間については、ガス小売供給約款に定める料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延長いたします。

また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社と他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、ガス小売供給約款の定めによるものとします。

8. 料金の支払方法

ガス小売供給約款に準じます。

9. 延滞利息

ガス小売供給約款に準じます。

10. 単位料金の調整

ガス小売供給約款に準じます。

11. 名義の変更

ガス小売供給約款に準じます。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、相互に契約を解除できるものといたします。

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1 実施期日

この選択約款は 2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

(別表第1)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または11の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (4) (1)から(3)の定めを算式に表すと下記のとおりです。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} (\text{基準単位料金} + \text{調整単位料金}) \times \text{使用量}$$

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(別表第2)

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	2, 7 5 0 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	-------------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9 . 3 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 11 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。